

令和3年7月26日

令和3年度第4回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年7月26日（月）

午後2時20分開会～午後3時27分閉会

2. 場 所

大崎市三本木総合支所 1階ふれあいホール

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第25号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第27号 買受適格証明願（農地法第3条関係）について

議案第28号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 企画広報

報告（1） 令和3年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について

5. 出席委員(26名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員

12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

17番 菅 原 まり子 委員

18番 高 橋 順 子 委員

19番 中 條 泰 洋 委員

20番 菅 原 清 一 委員

21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴 木 至 委員

23番 佐々木 涉 委員

24番 齋 藤 浩 義 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 会長

6. 欠席委員 (なし)

7. 遅刻委員 (なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 千 葉 晃 一

事務局次長 新 堀 秀 一

事務局長補佐 真 田 賢 一

主幹兼係長 松 浦 嘉 孝

主幹兼係長 北 浦 邦 之

主事 堀 越 拓 磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大 沼 淳 子

事務所長 門 間 道 浩

午後 2 時 20 分開会

事務局 (真田賢一局長補佐)

ただいまから令和 3 年度第 4 回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 (佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局 (真田賢一局長補佐)

次に、次第の 2 議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第 8 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長 (佐々木政直会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の欠席通告者はございません。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第4回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。25番熊谷安正委員、1番小関芳樹委員にお願いをいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、北浦邦之主幹兼係長を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号55番か

ら 72 番までの 18 件のうち番号 72 番については、議案第 23 号、番号 9 番と関連であることから、議案第 23 号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 22 号、番号 55 番から 71 番までの 17 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号 55 番から 71 番までの 17 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 55 番から 71 番までの 17 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 22 号、番号 55 番から 71 番までの 17 件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 8 番から 9 番までの 2 件のほか、議案第 22 号、番号 72 番 1 件の計 3 件について併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしく申し上げます。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。7月21日、議席番号10番委員、11番委員、12番委員、14番委員、15番委員、23番委員6名と事務局2名で現地調査を行いました。現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号8番について、11番委員、報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号8番について報告いたします。転用目的が貸駐車場12台分です。申請地周辺の状況は、四方を宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は、果樹が植えられ、毎年手入れをしているようですが、多少草が伸びたような感じにはなっていました。道路側は除草剤が振っており、車が突っ込んだ跡がありましたが、砂利が敷かれていたというのではなく、一時的に何かの都合上、突っ込んだような跡であったと思います。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地である第3種農地です。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号9番を23番委員、報告をお願いいたします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号9番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした一時転用です。申請地の周辺の状況ですが、南に申請人の自宅、東には道路を挟み宅地、西と南に畑があります。申請地の管理状況ですが、きれいに耕起されていて、作物の植付けはありませんでした。農地区分は、農振農用地で原則転用不許可ですが、営農型太陽光パネルの一時転用のため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきまして、雨水につきましては自然浸透、また、東側にU字溝があり、そちらに排水することで問題はありません。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号8番から9番までの2か件と、議案第22号、番号72番1か件の計3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号8番から9番までの2か件と、議案第22号、番号72番1か件の計3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第23号、番号8番から9番までの2か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

また、議案第22号、番号72番1か件を許可と決定いたしますが、議案第23号、番号9番が宮城県から許可を受けた同日付で許可するものといたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号71番から87番までの17か件のうち、番号87番は議案第25号、番号13番と関連であることから、議案第25号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号71番から87番までの17か件のうち、番号87番1か件を除く16か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告をいたします。

番号71番を、23番委員、報告をお願いいたします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号71番は、居宅1棟を目的とした転用です。周辺農地の状況で

すが、南側は宅地、ほか三方は畑になっております。申請地の管理状況は、草刈り管理されておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てきました。周辺農地への影響につきまして、三方の畑より低いところにあり、雨水は南側のU字溝に流し、生活排水は浄化槽を利用することで、問題はありません。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号72番を15番委員，報告をお願いします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号72番についてご報告いたします。転用目的につきましては駐車場です。申請地周辺の状況でございますが、農地と農業用ハウスに囲まれた一角で、東は田、西は宅地、南は大型の連棟ハウス、北は田んぼとなります。申請地の管理状況でございますが、耕作はされていない状態でしたが、除草管理がされてきれいな状態でございます。農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地であって、原則転用不許可ですが、業務上必要な施設で、集落に接続して設置され、例外的に認められるものと見てまいりました。雨水排水については、東側のU字溝の利用となり、周りの農地への影響はないものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号73番と番号74から81番を12番委員，続けて報告をお願いします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号73番について報告いたします。転用目的は居宅1棟と駐車場3台分となっております。周辺の状況は、北側が空き地で草が繁茂しており、三方は宅地でした。申請地は、国土交通省からの代替地ということです。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている土地ということで、第3種農地と見てまいりました。生活排水は浄化槽を利用する予定ということですので、周辺への影響はないと見てまいりました。

続いて、番号74番から81番について報告します。転用目的は、建売住宅9棟、駐車場36台分となっております。申請地の周囲は宅地であり、南側のみ田が広がっていて、耕作されています。申請地の管理状態は、稲が耕作されておりました。農地区分は、農振農用地で、原則転用不許可だが、一時的な転用であっ

て、かつ利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 82 番を 14 番委員，報告をお願いいたします。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 82 番について報告いたします。転用目的は牛舎 1 棟の設置です。申請地の周辺の状況ですが，山林，宅地，休耕田に囲まれた立地でした。北側に休耕田，田んぼがありました。申請地の管理状況ですが，200 平方メートル以下の農業用施設と，パイプハウスが建ててありました。周辺農地への影響ですが，雨水を西と南の U 字溝へ流し，糞尿などは既存の堆肥舎で処理するというので，問題はないと見てきました。農地区分は，概ね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地であって，原則転用不許可だが，農業用施設等の設置のため，例外的に許可できるものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 83 番，84 番を 10 番委員，続けて報告をお願いいたします。

10 番（横山藏人委員）

10 番です。番号 83 番について報告いたします。転用目的は，居宅 1 棟，カーポート，来客用駐車場の設置です。申請地の状況は，宅地に囲まれた農地で，除草管理もしっかりされておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定された土地である第 3 種農地と見てきました。周辺への影響について，雨水は U 字溝へ流し，生活排水は公共下水道を利用することで，問題ないと見てまいりました。

続いて，84 番について報告します。送電線建設に伴う仮設休憩所 2 棟，仮設倉庫，トイレなどの設置を目的とする一時転用です。申請地は山林に囲まれた土地で，除草管理はしっかりされておりました。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可ですが，一時的な転用であって，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものです。また，周囲が山林のため，周辺に影響はないと見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号85番を15番委員，報告をお願いいたします。

15 番（下山信行委員）

15 番です。番号 85 番について報告いたします。転用目的が保育所の設置となります。申請地周辺の状況でございますが，住宅地に囲まれた一角で，東に線路，西，南，北は宅地となります。管理状況は，耕作はされていない状態で，一部に雑草と南側の道路から申請地に入るための乗入れ部分に，大分以前に敷かれたと思われる碎石が多少見受けられました。農地区分につきましては，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響につきましては，雨水排水は南側U字溝に流し，生活排水は下水道の利用するという事で，問題はないと思われます。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号86番を14番委員，報告をお願いいたします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。86番について報告いたします。駐車場5台分の転用であります。申請地は，宅地と雑種地に囲まれている場所で，除草管理されていましたが，一部庭木が植えられておりました。農地区分ですが，中山間地域に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水による周辺農地への影響ですが，周辺に農地はないため，影響はないと見てきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19 番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号 71 番から 86 番までの 16 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。8 番委員。

8 番（鈴木淳也委員）

8 番です。現地調査員に再度報告いただきたい部分がございますして質問します。現地調査員の番号 74 番から 81 番に関しての報告で，一時転用という言葉が聞こえたように思うのですが，そのような報告でしたでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

12番委員，確認の意味でもう一度お願いします。

12番（渋谷裕子委員）

大変失礼いたしました。宅建業者がそこに9棟建てるということで，一時転用ではございません。それから，先ほど，農地区分を農振農用地と申し上げましたが，申請地は，50軒以上の集落が周りにありますので，第3種農地と見てまいりましたと，改めさせていただきます。大変失礼いたしました。

議長（佐々木政直会長）

8番委員，よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

はい，分かりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。1番委員。

1番（小関芳樹委員）

1番です。事務局に質問がございます。番号82番ですが，1,304平方メートルの農地が転用になるということで，この中で牛舎は247.78平方メートルとございます。残りの約1,000平方メートルはどのように使われるのか，説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。こちら，全体の面積は1,304平方メートルとなっておりますが，既存の建物として既に牛舎が1棟建っており，こちらの建築面積につきましては，63.71平方メートルでございます。ほかに堆肥舎1棟，101.02平方メートルが建っております。これらについては，農地ではございますが，農業用施設ということでございます。全体的に農地の形が鍵型になっており，かなり使いづらい土地になっていることから，このような広さの申請となっております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

1番委員，よろしいですか。

1 番（小関芳樹委員）

はい、了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（小野寺正晃委員）

21 番です。番号85番についてですが、一部に敷砂利という報告がありましたが、現地にはほかに何か物とか置かれてはなかったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

15番委員。

15 番（下山信行委員）

15 番です。一時的にコンバイン等の農業用機械を止めるのに碎石を敷いたと
のことで、それ以外のものは、ございませんでした。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 71 番から 86 番までの 16 か件を了としてよろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 24 号、番号 71 番から 86 番までの 16 か件について、
意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 25 号農地転用事業計画変更承認申請について、番号 11 番から 13 番ま
での 3 か件と、議案第 24 号、番号 87 番の 1 か件を合わせた 4 か件について審
議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査報告をいたします。

議案第 24 号、番号 87 番について、11 番委員、報告をお願いいたします。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。事業計画変更申請の番号 13 番と議案第 24 号の番号 87 番について報告いたします。転用目的が居宅と駐車場であります。申請地周辺の状況ですが、三方が宅地、西側に田がありました。申請地の管理状況としては、1 年に一度くらい手入れされているような丈の短い雑草が生えており、南側に 0.5 坪ほどの物置がありました。農地区分としては、都市計画区域内に用途指定されている第 3 種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水は北側の既存の側溝へ流し、生活排水は浄化槽の利用を予定しており、問題はないものと見てまいりました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号 11 番から 13 番の 3 案件と、議案第 24 号、番号 87 番の 1 案件を合わせた 4 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 25 号、番号 11 番から 13 番の 3 案件と、議案第 24 号、番号 87 番の 1 案件を合わせた 4 案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 25 号、番号 11 番から 13 番の 3 案件と、議案第 24 号、番号 87 番の 1 案件を合わせた 4 案件について意見相当と認め、県に進達い

たします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について、番号 577 番から 581 番までの 5 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 577 番から 581 番までの 5 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようでございますので、番号 577 番から 581 番までの 5 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 26 号、番号 577 番から 581 番までの 5 件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 27 号買受適格証明願（農地法第 3 条関係）について、番号 1 番から 2 番の 2 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号 1 番から 2 番の 2 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 1 番から 2 番の 2 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第27号、番号1番から2番の2件について、買受適格者として証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第28号非農地証明願について、番号4番、1件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。

議案第28号、番号4番を11番委員、報告をお願いいたします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号4番について報告いたします。現地の場所は、岩出山総合支所庁舎のすぐ目の前にありまして、申請地の状況は、アスファルト舗装された駐車場として使われ、10数台車が止まっていました。20年以上経過していることの証明となるものとしては、平成2年度より賃貸借で駐車場としており、平成7年度から宅地課税がされていることが確認されており、20年以上の経過が認められます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号4番、1件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号4番、1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第28号、番号4番、1か件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。

これで、1審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。

企画広報の報告（1）令和3年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画広報の報告（1）令和3年度第1回一日女性農業委員会の開催報告については、終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか連絡事項ございませんか。委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。これで議長の下を降りさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一局長補佐）

これをもちまして、令和3年度第4回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時27分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月26日

会 長 佐々木 政 直

委 員 熊 谷 安 正

委 員 小 関 芳 樹